

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-10883(P2020-10883A)

【公開日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-003

【出願番号】特願2018-135817(P2018-135817)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月8日(2021.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

作動検出部が遊技球を検出することに基づいて普通図柄の当否判定を行う普通図柄当否判定手段と、

常時、遊技球が入球可能な第1特別図柄始動口と、

前記普通図柄の当否判定の結果が当りになることに基づき、遊技球が入球不能若しくは入球困難な閉鎖状態から、該閉鎖状態よりも遊技球が入球容易な開放状態に所定の開放時間に亘って変化可能な普通電動役物に設けられた第2特別図柄始動口と、

前記第1特別図柄始動口若しくは第2特別図柄始動口に遊技球が入球することに基づき、特別図柄の当否判定を行う特別図柄当否判定手段と、

前記特別図柄の当否判定の結果が大当りになることに基づいて、大当り遊技を実行する大当り遊技実行手段と、

所定の設定操作に基づいて、遊技者にとって有利度が異なる複数種類の設定値のうちから、何れかの設定値に設定可能な設定手段と、

を具備し、

前記特別図柄の当否判定の結果が大当りとなる確率は前記設定値の種別に応じて異なる値に変更され、前記普通図柄の当否判定で当りとなる確率は前記設定値の種別によらず一定であると共に、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出によって、前記設定値の種別を示唆する遊技機であって、

前記開放状態に変化した普通電動役物の開放時間の長さで特定される遊技状態として、前記開放時間が延長されない非開放延長状態と、前記開放時間が延長される開放延長状態と、を備え、

前記非開放延長状態において、前記普通図柄の当否判定の結果が当りになることに基づき、前記普通電動役物を第1所定時間に亘って前記開放状態とする通常開放と、前記普通電動役物を第1所定時間よりも長い第2所定時間に亘って前記開放状態とする特別開放と、を前記普通電動役物が実行可能であると共に、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出には、前記設定値の種別を示唆する設定値示唆演出が含まれ、

前記設定値示唆演出が実行される確率は、前記通常開放が実行される場合と、前記特別開放が実行される場合と、で異なり、

前記設定値示唆演出は、普通電動役物が前記開放状態に変化する前に実行される、ことを特徴とする、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1に記載の遊技機は、

作動検出部が遊技球を検出することに基づいて普通図柄の当否判定を行う普通図柄当否判定手段と、

常時、遊技球が入球可能な第1特別図柄始動口と、

前記普通図柄の当否判定の結果が当りになることに基づき、遊技球が入球不能若しくは入球困難な閉鎖状態から、該閉鎖状態よりも遊技球が入球容易な開放状態に所定の開放時間に亘って変化可能な普通電動役物に設けられた第2特別図柄始動口と、

前記第1特別図柄始動口若しくは第2特別図柄始動口に遊技球が入球することに基づき、特別図柄の当否判定を行う特別図柄当否判定手段と、

前記特別図柄の当否判定の結果が大当りになることに基づいて、大当り遊技を実行する大当り遊技実行手段と、

所定の設定操作に基づいて、遊技者にとって有利度が異なる複数種類の設定値のうちから、何れかの設定値に設定可能な設定手段と、

を具備し、

前記特別図柄の当否判定の結果が大当りとなる確率は前記設定値の種別に応じて異なる値に変更され、前記普通図柄の当否判定で当りとなる確率は前記設定値の種別によらず一定であると共に、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出によって、前記設定値の種別を示唆する遊技機であって、

前記開放状態に変化した普通電動役物の開放時間の長さで特定される遊技状態として、前記開放時間が延長されない非開放延長状態と、前記開放時間が延長される開放延長状態と、を備え、

前記非開放延長状態において、前記普通図柄の当否判定の結果が当りになることに基づき、前記普通電動役物を第1所定時間に亘って前記開放状態とする通常開放と、前記普通電動役物を第1所定時間よりも長い第2所定時間に亘って前記開放状態とする特別開放と、を前記普通電動役物が実行可能であると共に、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出には、前記設定値の種別を示唆する設定値示唆演出が含まれ、

前記設定値示唆演出が実行される確率は、前記通常開放が実行される場合と、前記特別開放が実行される場合と、で異なり、

前記設定値示唆演出は、普通電動役物が前記開放状態に変化する前に実行される、ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本明細書において参考として開示する第1開示発明に係る遊技機は、

作動検出部が遊技球を検出することに基づいて普通図柄の当否判定を行う普通図柄当否

判定手段と、

常時、遊技球が入球可能な第1特別図柄始動口と、

前記普通図柄の当否判定の結果が当りになることに基づき、遊技球が入球不能若しくは入球困難な閉鎖状態から、該閉鎖状態よりも遊技球が入球容易な開放状態に所定の開放時間に亘って変化可能な普通電動役物に設けられた第2特別図柄始動口と、

前記第1特別図柄始動口若しくは第2特別図柄始動口に遊技球が入球することに基づき、特別図柄の当否判定を行う特別図柄当否判定手段と、

前記特別図柄の当否判定の結果が大当りになることに基づいて、大当り遊技を実行する大当り遊技実行手段と、

所定の設定操作に基づいて、遊技者にとって有利度が異なる複数種類の設定値のうちから、何れかの設定値に設定可能な設定手段と、

を具備する遊技機であって、

前記特別図柄の当否判定の結果が大当りとなる確率は前記設定値の種別に応じて異なる値に変更され、前記普通図柄の当否判定で当りとなる確率は前記設定値の種別によらず一定であると共に、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出によって、前記設定値の種別を示唆し、

前記開放状態に変化した普通電動役物の開放時間の長さで特定される遊技状態として、前記開放時間が延長されない非開放延長状態と、前記開放時間が延長される開放延長状態と、を備え、

前記非開放延長状態において、前記普通図柄の当否判定の結果が当りになることに基づき、前記普通電動役物を第1所定時間に亘って前記開放状態とする通常開放と、前記普通電動役物を第1所定時間よりも長い第2所定時間に亘って前記開放状態とする特別開放と、を前記普通電動役物が実行可能であると共に、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出には、

前記普通電動役物の特別開放を実行する旨の報知演出と、

前記設定値の種別を示唆する設定値示唆演出と、

のうちの少なくとも一方が含まれることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

第1開示発明では、非開放延長状態において普通図柄の当りを生ずると、普通電動役物が通常開放若しくは特別開放を実行可能な遊技機について示している。つまり、通常、第2特別図柄始動口への入球可能性が低くなる非開放延長状態において、普通電動役物が特別開放を実行可能とすることで、第2特別図柄始動口への入球可能性を高めた状態を設け、特別開放を実行する旨の報知演出に絡めて、設定値示唆演出を実行することとしている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

なお、第1開示発明では、報知演出及び設定値示唆演出の双方を行っても、報知演出及び設定値示唆演出の何れか一方を逐一的に行ってもよい。そして、逐一的に行う場合、遊技者は普図起因演出として何れが出現するのかということを注目しつつ遊技を行うことになり、遊技興味を高めることができる。また、双方を行いう場合には、報知演出及び設定値

示唆演出を同時に行ってもよいし、報知演出及び設定値示唆演出のうちの何れか一方を他方に先行して行ってもよい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本明細書において参考として開示する第2開示発明に係る遊技機は、
第1開示発明に係る遊技機において

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出には、普通図柄の当否判定が行われ、前記普通電動役物が前記開放状態となる前に実行される普通電動役物開放前演出が含まれ、

該普通電動役物開放前演出には、前記報知演出と、前記設定値示唆演出との少なくとも一方が含まれることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

第2開示発明において、普図起因演出（普図演出）を普図抽選時等の「普通電動役物が開放状態に変化する前」に実行すること（普電開放前演出として実行すること）としている。

つまり、普図起因演出（普図演出）としての普電開放前演出は、（1）普通電動役物が開放する前のタイミングで実行する報知演出と、設定値示唆演出との少なくとも一方を含む。従って、この普電開放前演出に直面する遊技者は、特別開放されるか否かを注目しつつ、設定値に係る示唆が行われるかも、と期待することができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

なお、第2開示発明では、普通電動役物開放前演出は、（a）普図の当否判定が行われた時（普図及び普図に対応する演出図柄の変動の開始時）に行われてもよいし、（b）普図及び普図に対応する演出図柄の変動中である時に行われてもよいし、（c）普図及び普図に対応する演出図柄の変動の確定表示された時に行われてもよい。

また、（a）～（c）に示す「時」のうち2以上の「時」に行ってもよい。この場合、報知演出と、設定値示唆演出を同時にに行ってもよいし、相前後して行ってもよい。例えば、普図の変動中に設定値示唆演出を行い、普図の確定表示時に報知演出を行う場合を例示できる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本明細書において参考として開示する第3開示発明に係る遊技機は、
第1開示発明又は第2開示発明に係る遊技機において

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出には、前記普通電動役物が前記開放状態であるときに実行される普通電動役物開放中演出が含まれ、

該普通電動役物開放中演出には、

前記普通電動役物が前記特別開放中である旨の特別開放中報知と、

前記普通電動役物への入球を促す入球促進報知と、

前記設定値示唆演出と

のうちの少なくとも前記特別開放中報知及び前記入球促進報知を行うことを特徴とする。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

第3開示発明では、普図起因演出（普図演出）を普通電動役物の特別開放中に実行すること（普電開放中演出として実行すること）としている。

つまり、普図起因演出（普図演出）としての普電開放中演出において、普通電動役物の特別開放中のタイミングで実行され、普通電動役物の特別開放中である旨及び入賞を促進する報知と、が行われる。しかも、この普電開放中演出では、併せて、設定値示唆演出も備える場合がある。従って、遊技者は、特別開放されていること及び入賞させるべきタイミングであることを認知しつつ、設定値に係る示唆が行われるかも、と期待することができる。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本明細書において参考として開示する第4開示発明に係る遊技機は、

第1開示発明～第3開示発明に係る遊技機において

前記普通電動役物は、前記開放状態となることで遊技球が入球可能な前記第2特別図柄始動口を内蔵し、

前記普通図柄の当否判定の結果に起因して実行される演出を行う演出モードとして、前記普通図柄の当否判定の結果に基づいて前記普通電動役物が前記特別開放中であるときに、前記第2特別図柄始動口に遊技球が入球することに起因して移行する特別演出モードを備えると共に、

前記第1特別図柄始動口への遊技球の入球に基づいて取得した数値データを第1保留記憶として記憶する第1保留記憶手段と、

前記第2特別図柄始動口への遊技球の入球に基づいて取得した数値データを第2保留記憶として記憶する第2保留記憶手段と、

を備え、

前記特別図柄当否判定手段は、前記第1保留記憶に係る数値データ若しくは前記第2保留記憶に係る数値データに基づいて前記特別図柄の当否判定を行い、

前記特別演出モードは、前記特別図柄の当否判定の結果が大当たりとなるか否かを報知する大当たり報知演出と、前記設定値示唆演出との少なくとも一方を行う演出モードであって、

前記第2保留記憶手段に前記第2保留記憶として、前記特別図柄の当否判定の結果が大当たりとなるものが記憶されたことを報知する大当たり報知演出を、通常態様にて行う第1モードと、前記大当たり報知演出と共に設定値示唆演出を特別態様にて行う第2モードと、を少なくとも備えることを特徴とする。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

第4開示発明では、起因演出には、普通電動役物の特別開放中において第2特別図柄始動口に遊技球が入球することに起因して移行する特別演出モードで実行される演出が含まれることを示している。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

ここで、第4開示発明において、特別演出モードへの移行条件を更に加重してもよい。例えば、特別開放中に第2特別図柄始動口に遊技球が所定数入球すること（つまり、例えば、上限個数の第2保留記憶が所定数記憶されること等）を条件としてもよい。また、当たり報知演出は、第2保留記憶を消化する際（第2特別図柄の変動表示中）に実行されても、第2保留記憶を消化される前に当該第2保留記憶が当たりとなるものであるか否かを先読み判定して実行される先読み演出であってもよい。